

# COVID-19 感染リスク下での岡山大学高大連携事業「大学訪問」実施に係るガイドライン

令和2年12月1日

高大連携推進専門委員会承認

令和3年6月7日 改正

目的：COVID-19 感染を防ぎつつ「大学訪問」を実現すること。

「大学訪問」は、高校生が実際に大学での教育・研究等を体験し、教職員・学生と交流し「大学」を知る機会の提供を主たる目的とし、高等学校からの求めに応じて高校生の訪問を受入れ、本学を広く知っていただく事業である。

アプローチ：一般的な感染症対策の実施を行った上で、3密（密閉・密集・密接）のいずれの条件も満たさないよう配慮する

## 具体的方策

### 1. 受け入れる生徒等の制限

受け入れる生徒等は、高校と調整の上、本学が許可した者に限る。また、以下に該当する場合は、許可を受けた者であっても、来学せず引率の高校教員を通じて欠席の旨を学務企画課へ連絡するよう予め高校へ周知しておくこと。

#### 1) 当日の健康状態

- ・37.5 度以上（又は、普段よりも+1 度以上）の発熱や風邪症状がある。
- ・息苦しさや倦怠感の症状がある。
- ・普段と違って、「におい」や「あじ」を感じにくい。

#### 2) 過去 14 日以内の行動

- ・新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者と接触したことがある。ただし、濃厚接触者と接触した場合については、濃厚接触者が PCR 検査により陰性と判定された場合を除く。
- ・発熱、息苦しさや倦怠感等の症状があった。又は同居している家族等に同様の症状があった。
- ・外国への渡航歴がある。

※鹿田キャンパスへの訪問を予定している場合は、以下も含む。

- ・岡山大学病院が定める多発発生地域へ入ったことがある。

岡山大学病院が定める多発発生地域確認 URL

<https://www.okayama-u.ac.jp/user/hospital/index349.html>

### 2. 受入期間の制限

受入可能な期間は、本学が、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象区域に該当せず、本学の授業実施における新型コロナウイルス感染拡大防止のための岡山大学の活動制限指針がレベル1以下の期間とする。

### 3. 受入高校の所在地に係る制限

受入高校は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象区域及び岡山大学病院が定める多発発生地域に所在する高校を除く。

#### 4. 受入高校及び受入日時について

受入高校及び受入日時は予め計画し、受入に先立ち、教学担当理事から承認を得たBCS（業務継続戦略）に従って調整した受入高校及び日時に限る。また、建物に立入る時間は必要最小限の時間とし、立入った時間帯・健康状態を記録する。BCSは、受入高校の新型コロナウイルス感染症に関する対応等のガイドラインの有無や内容、所在する地域や本学までの行程における感染状況を確認の上、原則、受入日の1か月前の状況により最終的な受入の可否を決定する。なお、受入決定後においても感染状況により、実施方法の変更または中止する場合がある。

#### 5. 本学までの行程

行程では人が集まる場所を避ける、混雑時の公共交通機関を利用しない、貸し切りバスで来学する場合は、換気をする、不織布のマスクを着用の上会話はしない、十分な対人距離を取る等感染防止対策に努めるよう予め高校へ周知する。

#### 6. 受入時の注意事項

- 1) 受入会場は、十分な対人距離を確保できるよう同時入室の人数を制限し、3密（密閉・密集・密接）のいずれの条件も避けることを徹底する。
- 2) 受入会場の換気には十分注意する。
- 3) 受入会場・利用場所・使用機器等の使用前後のアルコール消毒を行う。

#### 7. 受入高校への指示事項

- 1) 来学予定の高校生及び引率教員について、受入の2週間前から、検温等健康観察を行っていただく。1. 1) 及び2) の該当者は受入れ不可。
- 2) 訪問時には、手指の消毒を入念に行い、不織布のマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- 3) 本学までの行程、訪問中において、3密（密閉・密集・密接）のいずれの条件も避けることを徹底する。
- 4) 訪問中は、学内の移動時も含め、引率教員の指導のもと大きな声で会話をしないよう徹底するとともに、十分な対人距離の確保に配慮する。（但し、緊急時を除く。）

#### 8. 本ガイドライン及び「感染防止対策のチェックリスト」について、本学教職員・学生とも遵守するとともに、受入高校とも共有し、高校生及び引率教員にも遵守いただくこと。

#### 9. ガイドラインの対象期間

本学の新型コロナウイルス対策本部会議が設置されている期間とする。

#### 10. 本ガイドラインは、必要に応じて見直しを行う。

#### 11. このガイドラインは、令和3年6月7日から施行する。